令和４年度第２回東久留米市地域自立支援協議会

令和４年７月２１日

【地域支援係長】　　皆様、こんにちは。定刻になりましたので、これより始めさせていただきます。

　本日は、お暑い中、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより、令和４年度第２回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

　なお、本日は、臼井委員、堀野委員、松本委員、有馬委員より、事前に御欠席の御連絡をいただいております。現在、過半数の委員出席がありますので、本日の会議は成立しています。

　会議終了時刻は午後３時３０分の予定ですが、早めに終了する場合もございます。よろしくお願い申し上げます。

　また、本日は、東京都心身障害者福祉センターの相談支援専門員現任研修を受講されている方が見学にいらしていますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

　それでは、お手元の資料を御確認ください。議題を始める前に、資料の確認をお願いいたします。まず、１番上の資料が、本日の次第でございます。続きまして、資料２の令和４年度東久留米市第６期障害福祉計画ＰＤＣＡ表でございます。こちらは、前回、一度お配りしておりますが、前回の会議が途中で終了しましたので、今回の会議での説明文からの資料になります。続きまして、資料２－２番、令和４年度第１回就労部会会議録でございます。続きまして、ナンバリングはしておりませんが、東京都自立支援協議会の交流会のチラシです。配付資料は以上になります。もしも不足がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

　会を進めるに当たっての注意事項をお伝えします。この会では議事録を作成いたしますので、発言のときは、お名前をおっしゃってから御発言いただきますようよろしくお願いします。御発言の際は、着席のままで結構でございます。また、議事録上、公開の際は、会長や委員等、職名での記載となりますのでよろしくお願いします。

　それでは、ここからの進行は、村山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

　まず、事務局にお伺いいたしますが、本日、傍聴の方がお見えかどうか御確認ください。

【地域支援係長】　　本日、傍聴の方はおりません。

【会長】　　ありがとうございます。仮に遅れていらっしゃる方がおられるようなら、事務局に確認してもらった上でお認めする方向で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

　ありがとうございます。

　それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第１の協議事項です。第６期障害福祉計画の振り返りの前回の続きにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【主査】　　１ページから始めさせていただきます。

　まず、計画相談支援・障害児相談支援について、私のほうから述べさせていただきます。第６期、令和３年度の実数、計画相談支援が１２６、障害児相談支援が３６となっております。計画相談支援及び障害児相談支援は、サービスの利用者の増加とともに、利用実績も増えているような状況でございます。

　また、この１ページの下、相談支援事業の見込量確保に向けての方策というところで、「施設代表者会相談支援部会でのケース検討等により、計画相談支援のサービスの質の向上を図ります」とありますが、その相談支援部会についての報告をこちらで触れさせていただければと思います。

　施設代表者会の相談支援部会は、時に休会もありますが、おおむね毎月１回、第４木曜日に、さいわい福祉センターで開催をしております。

　議題につきましては、その時々で、ケース支援のことや、また計画相談支援について、また障害福祉サービスなどで、気になることや、他事業所に相談してみたいことを挙げてもらい、出席者で検討をしています。今年度からは、より出席者の方が話しやすく、発言もしやすいように、当日の出席者を２グループに分けて情報交換をしております。その結果、なかなか今まで発言が行き渡らなかった方も発言しやすくなり、また議論もより進んでいると感じております。

　また、出席いただいているのは、市内の計画相談支援事業所が中心なんですけれども、市外でも参加を希望している計画相談支援事業所にも出席していただいたり、またオブザーバー参加を希望とする計画相談支援事業所以外の事業所にも御出席をいただいております。そのため幅広い事業所の方に出席いただいて、会を催しております。

　私からの報告は以上となります。

【会長】　　村山です。

　御説明ありがとうございました。

　それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　質問は、障害児の相談支援をやっている事業所が幾つぐらいあるかなというのを教えていただきたいなと思っています。

　以上です。

【管理係長】　　詳細な資料を持っていないので正確な数字を申し上げられないんですけれども、大体７か所ぐらいという形で認識しております。

　ただ、障害児の相談支援に関しては、御自身の障害児通所支援の事業所に通われている方を対象にやられている事業者様が多くて、そのほかの障害児の相談を利用される方は、わかくさ学園の発達相談室に今、集まってしまっているような状況がございまして、なかなかわかくさ学園でも苦慮している状況でございます。

　以上でございます。

【委員】　　ありがとうございます。

　うちも児童の相談支援をやっているんですが、ちょっと担い手がなかなか高齢になっているので、どうやって引き継ごうかなと思って苦慮しているんですけれども、かなり実情をいろいろ聞いてみると、本当に計画相談する受皿が少な過ぎるのではないかという話もありますので、そういった部分では、特に児童の場合は毎年増えてきますので、そこら辺をしっかりと認識しながら、計画相談やっている事業所を増やしていかなきゃいけないんじゃないかなというのと、やっぱり困難ケースがかなりあるみたいなんです。そこら辺では、計画相談だけではなかなか解決できないことも多いので、そういう仕組みみたいの見える化していただけるとすごくありがたいなと思うので、そういった話も自立支援協議会の中で本当にやっていきながら、また施設代表者会でいろいろ話していただいているようなので、コラボしていきながらやっていかなきゃいけないのかなというのはちょっと、実際の状況を見て調べてみたら、かなり大変だなという状況がありましたので、ぜひ検討していきたいなと思います。

【わかくさ学園長】　　児童発達支援センターわかくさ学園の園長をしております宮沢と申します。よろしくお願いします。

　わかくさ学園でも相談支援事業所を持っているんですけれども、今かなりの相談件数を抱えております。

　新規の事業所様においても、新たに相談支援事業のほうをお願いできないかということは課のほうからもお伝えいただいてはいるんですけれども、そこら辺の部分で、ちょっと増えるという見込みがなかなか持てないところが現状であります。

　わかくさ学園の内部のほうでも、今の状況を、もうちょっとニーズに応えられるよう検討していきたいと考えております。

　仕組みにおいては、先ほど磯部委員からもお話ありましたけれども、他の事業所様、スムーズにいきますように協力をお願いしているところです。

【会長】　　村山です。

　どうもありがとうございました。

　小林委員、お願いいたします。

【委員】　　めるくまーるの小林と申します。よろしくお願いします。

　相談支援事業所なんですけれども、東久留米は、多分１６ぐらいはあるんです。数的には結構あるんですけれども、もともとこの計画相談が始まったときに、それぞれの法人の中で、まずは計画相談、自分たちのところをやるというところで始まったというところで、その後、なかなか新規のところに手が出なく、自分たちのところだけをやっているというところで、新規を受け入れる一部の事業所にかなり負担がかかっているというところがあるんで、その辺もちょっとできれば、東久留米市としてその辺の改善をしていく方向で検討していただきたいのと、やっぱり新規を開拓していかなきゃいけないと思うので、自立支援協議会として、高齢者のほうとかやっている事業者なんかも、他市で自立支援協議会に関わっているときに、協議会として何か啓蒙活動みたいなことをして、高齢者をやっている施設なんかで幾つか、障害もやりますよというところがあったりもしたので、そういう動きもしていけたらいいのかなと思っております。

　以上です。

【管理係長】　　小林委員おっしゃっていただきましたように、現在一部の事業所にかなり相談が集まっているという現実もありまして、こちらとしても課題としては認識しているところでございます。

　新しく事業所を開設されたいという御相談があった場合に、通所の事業所を開設されたいという御相談があった場合には、こちらも併せて相談支援事業所のほうも、できればやっていただきたいというようなお話はさせていただいております。

　また今後、この協議会の中でも、基幹相談支援センター等の検討をやっていく中でも、その辺りを整理していければと考えておりますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　小田部委員、お願いいたします。

【委員】　　東久留米特別支援学校の進路担当の小田部です。

　私も本校の生徒たち、高等部のみの学校なんですが、最後、コース等も卒業した後に福祉サービスを利用するというところで、新規で計画相談、サービス等利用計画をつくらなければならないというケースも実際出てきているので、やはり事業所の数が足りないなというのは実感として思っています。

　実は私自身も、ほかに清瀬市の自立支援協議会に出ているんですが、やはり同じような状況で、市だけではもう抱え切れない数になってきているというのが地域的な状況でもあると思うんです。

　あともう一つ思うのは、障害児相談支援、放課後等デイサービスを使っている子たちはそこを使っているので、その中で、障害児の相談支援のほうから、今度は大人のほうの計画相談のほうにうまく移行していけるケースはいいんですけれども、そこら辺が上手に移行できないというところもあったりするので、どうしても事業者の数は、もっと必要になってくるのかなというところと、あとはやはり、もともとサービス等利用計画をつくるというときには、自分の法人の利用者さんというよりは、いろんなところの事業者さんを使いながら、一歩引いた第三者の立場でサービス等利用計画をつくっていくというのが多分、もともとの本来の姿だろうなというのを思ったりするので、乗り入れながら、共有しながらつくっていくということが御本人の、本人主体という形により近いものになってくるんじゃないかなというのを思ったので、意見というか、させていただきました。

【会長】　　村山です。

　何か事務局からお答えはありますか。

　磯部委員お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　おっしゃるとおり計画相談の理想形としてはそうなんだけれども、現実問題として相談員を雇っていかなくちゃいけないという部分での報酬がなかなか低いというところでは、現実としてはもう自分たちの法人の利用者の、本当に相談、具体的に現実問題としては、受給者証の更新をしっかりやるというところでもう精いっぱいなところがあるんです。だから、それは、今、東久留米市に言っても、市はお金がないので、多分何にもできないと思うからこそ、やっぱりこの協議会の中でどうしたらいいかというのを話し合っていかないと、なかなからちが明かないかなとは思ってはいるんです。

　それが１点と、あともう一つは、特別支援学校を卒業した子供の支援というのはなかなかやっぱり幅が広いので、困難ケースも多分あると思うんですけれども、そこら辺で卒業をした子供のキーパーソンというか、よりどころみたいなのは特別支援学校の中でも継続的に対応できるのか、それとも、もう卒業したら、ある程度地域に返していきたいという状況になっているのかというところでは、やっぱり相談支援のほうもどこまで関われるのかという、すごく判断をしているところがあるのかなと思っているんで、そこら辺、学校側の意向とか、一応一緒に考えながらやっていかなきゃいけないのかなというところで現実の現状と、卒業した子供たちをどういうふうに支えていくのかという仕組みの中で、学校側の意向としてはどういうふうに思っているのかっていうのをちょっと聞かせてもらうとありがたいなと。

【委員】　　学校としてというところでお話しさせていただきますと、私たちも異動があるのが現状なんです。そういった中で、どこまで卒業生の支援ができるか。同じ地域で異動できればいいんですけれども、必ずしもそうはいかないというふうになってくると、どうしてもその地域に引き継いでいかなければならないというのが、正直なところ現状です。

　都議会で、就職の方の場合、例えば卒業後３年間はフォローを学校がしながら、その３年間の間に就労支援機関に引き継いでいく。学校はフェードアウトしていくみたいな、そういうような答弁をされていて、学校としては、就職した方については、そういう形でやっていくというのが大体のケースです。

　ただ、だからといって終わっているわけではなくて、例えば、個人的に言うと私のケース、見ていた卒業生なんかは同じ会社に就職すると、多分、次々と１年ごとにそれが延びてって、何年間かはフォローしているというような状況にはなっています。

　ただ、先ほど現状はというところのお話があって、その理想形というところのギャップというか、そこあるとは思うんですけれども、ただ、個人的には、地域で暮らしていくというところで、じゃあ地域の相談、学校はやはり地域からどうしても、人は離れていってしまう、異動してしまう以上、そこは望めないってなってくると、やっぱり地域の相談支援事業所がキーパーソン、相談を受けていく、支えていく、伴走していくという立場なのかなというふうに、いろんな地域のお話とか、理想形と言われてしまえばそうかもしれないですけれども、本来的にはそうなってくるんじゃないかなと思っています。

【会長】　　村山です。

　斎藤委員、お願いいたします。

【委員】　　ちょっと確認ですけれども、今日やるべきことは、このＰＤＣＡサイクルの数値が出たりしていますよね、それに対して我々は考えることと理解しているんですが、これはこのままでいくと、このタイトルに沿って、今どうあるべきかみたいな議論になると、そもそも会議の方向性が違うというふうに私、認識しているんですが、ちょっとそこを確認させてください。

【管理係長】　　基本的には、令和３年度の振り返りという形で数字を基に議論をしていただくという場になっておりまして、こういった形で問題提起していただくというところでは、この場で挙げていただくのがいいのかなとは考えておりますが、この問題だけにずっとという形では、ＰＤＣＡとしては全体というところで考えておりますので、そうですね、議論のほうはしていただいてよろしいのかなという形で考えております。

【委員】　　とすると、ちょっとごめんなさい、今日この後、別の会議に行かなきゃいけないので、この後の（５）（６）（７）というところも、基本、今、市のほうで言っていただいたように、数値を基に、そこにある背景等を議論するということであれば、よく理解できます。例えば、この（４）で言えば、相談件数が多かったことの増減のみで内容を把握するというのは非常に無理があるし、この裏に、背景にあるものは何か。例えば伸びているのであれば、なぜ伸びているのかとか、そういったところを見るべきことであって、方策の中に「サービスの質の向上を図ります」とありますが、図るんであれば、例えばこの数値と併せてアンケートなどを実施して、相談の、そのよしあしというものがあったかないのかというところを議論したり、それと、この相談件数等を鑑みて、相談は増えているけれども、質に関してはしっかりと担保されているんだというところで、この事業の正当性を皆さんで共通理解していく。場合によっては、アンケートの中で「やや不満」というところがあれば、今、皆さんでおっしゃっていただいたような視点というところに、利用者のほうも考えるべきことがあるのではないかというようなこと、そういうことを進めて、議論としてコアの中で進めていかないと、また終わらないような気がしてしまって、ちょっと不安が残っているところでございます。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　審議の進め方、ちょっと私も手探りだったので申し訳ありませんでした。

　確かにその数字、数字のチェックだけだと、それこそ見込み値と比べてどうだったかということで終わってしまうので、特に、直接関わられている委員の方が多い協議会の中で、具体的にどのような、その数字の背景にある在り方を協議していただくのかなというふうに、私なりには理解していました。

　ただ、御指摘のとおり、何でしょう、タイムキープのこともあるので、もし今日の範囲での協議の時間があるようなら、また論点を出していただくということで、ちょっと先に進めさせていただきたいと思います。

　磯部委員お願いします。

【委員】　　基幹相談の話が出たので、そこら辺の構想をちょっとそろそろ出してほしいなと思います。よろしくお願いします。

【管理係長】　　基幹相談支援センターにつきましては、従来の第５期障害福祉計画のときから、国の指針で各自治体において設置するようにという形で記載がございます。

　市としても検討を進めているところではあるんですけれども、どういった形がいいのかというところで、こちらで考えている、一旦というところではあるんですが、基本的には３障害を含めて一体的に相談を受けなくてはいけないというところで、各自治体の状況も確認している状況でございまして、自治体が直営でやっているところもあれば委託してやっているところもあるという形で、東久留米市という中でどのような形でやっていくのが一番、基幹相談支援センターとして、在り方としていいのかというところを今、検討しているところでございます。

　東京都のほうからも、先日、基幹相談支援センターの体制整備運営マニュアルという形で示されておりますので、ちょっとそちらも確認しながら、また改めて次回以降、こちらでお示しさせていただければと考えております。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　昨年度末から、その話は出ていたと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

　それでは、（５）番の自立支援医療につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【主査】　　自立支援医療の精神通院に関して御説明させていただきたいと思います。

　精神通院なんですが、令和３年度実績２,５０８人となっていまして、数は第５期の時点と振り返ると、年々増加傾向にはなっております。現時点でも、今年度新規申請がかなりコンスタントに来ていて、令和３年度の数は上回りそうな見込みでございます。進達ベースで言いますと、精神障害者保健福祉手帳の進達等も、一緒に東京都のほうに送っている状況なので、手帳も併せてではございますが、おおむね平日３日ないし４日で、１回当たり５０件、多いと９０件近く、東京都に毎週、週１回か２回、書類を送っている状況になります。

　以上です。

【地域支援係長】　　引き続き、説明させていただきます。

　次、補装具の件数をお伝えさせていただきます。補装具と、あと地域生活支援事業等をひと続きで説明させていただきます。

　第６期、補装具のほうは、令和３年度の実利用者数が２１９で、令和２年度より件数が減っております。

【主査】　　続きまして、３ページ目の地域生活支援事業に移らせていただきます。

　私からは、①成年後見制度利用支援についての説明をさせていただきます。こちら、令和２年度までは、実績０だったのですが、昨年度、３件実績がありました。こちらの件数につきましては、市長申立て、また、第三者後見人への報酬助成の利用者の件数になっているんですけれども、３件という内訳は、市長申立てが２件、そして報酬助成が１件という形になっております。

　ずっと相談は少ない状況ではあったんですけれども、令和元年度辺りから、相談のほうが徐々に来ている状況でございまして、中には生活保護の受給者ということで、福祉総務課で申立てする事例もあったので、障害者でありながら、障害福祉課では申立てはしていない事例もありましたが、令和３年度からは、障害福祉課のほうで市長申立てする案件が出てきた状況でございます。

　報酬助成につきましては、市長申立てをした場合は、申請があったときは報酬助成の受付をするという形になっているので、令和４年度以降も報酬助成の数は徐々に増加していく可能性があります。

　私からの説明は以上です。

【地域支援係長】　　次は、②番の移動支援事業のところです。令和３年度のところは、実施箇所、こちらは東久留米市に登録していただいている事業所の方の数ですね、そちらの６９件増加しています。実利用者の人数が３３０に増えております。こちらは精神の手帳を取られる方とか、そういった形で取られたときに登録する方が増えておりまして、それでこの人数となっております。

　ただ、一月当たりの平均の利用時間数は、例年に比べて、やはりコロナ禍ということもあり外出控えで下がってきているところがある状況でございます。

　次に、日常生活用具のほうです。こちらは例年とほとんど変わらない数値でございます。介護・訓練支援用具が５、自立生活支援用具１２件、在宅療養等支援用具が８件、意思疎通支援用具が１０件、排せつ管理支援用具が２,１９１件、住宅改修が１６件というような数です。

　④番目の訪問入浴事業、こちらは例年と変わらず、利用者数の増減は特にありません。利用回数も月の利用回数ですが、これが増えていることも特にありません。変更は特にないです。

　次のページに行きまして、⑤番の日中一時支援です。こちら、令和３年度が、実施箇所数が６事業所様、こちらは市と契約している事業所様になりますので、数の増減はありません。実利用者数が２１６で、少しコロナが落ち着いてきた部分もあったので、令和２年度よりは増になっておりますが、コロナ前よりは減っておりますので、令和４年度も大体、令和３年度と同じベースで現在推移しておりますので、やはりコロナ影響というところが出ていると思います。

　⑥番の手話通訳者・要約筆記者の派遣数です。手話通訳のほうが５７２件と増えておりますが、こちら、例えば１つの会議に長時間の派遣等があると、１人の派遣ではなく２人派遣、３人派遣となる場合もありまして、昨年度、長時間の派遣がかなり多く、そこで５７２という数字になっています。要約筆記の派遣の件数は変わらずです。

　そして次の⑦番目、手話奉仕員及び手話通訳登録者の養成事業です。こちらは養成の講習を修了した方の数ですけれども、令和２年度はコロナウイルスの影響で、途中からこの事業は休講となり、修了者がいなかったために０人となっています。令和３年度は、令和２年度に中止になった受講生の方々に対してフォローの講座と補講を行いまして、その中で受講できた方が１７名いたというところになります。実際、令和３年度実施できたのが、もともと４クラスあるんですけれども、講座の関係等で実践クラスと応用クラスのみ、２クラスのみになってしまったので、この数になっております。

　そして、次のページの地域活動支援センターです。こちらも例年と特に変更はありません。Ⅰ型、実施箇所数は、めるくまーるさんが１で、Ⅱ型がさいわい福祉センターで、実施箇所数変わらず１で、特に変わらないです。ただ、やはりコロナ禍というところもあり、このＰＤＣＡ表には出ていませんけれども、実際の活動の延べ回数とかは、どうしても減ってきているような状況があります。

　次のページです。青年・成人期の余暇活動です。こちらもまたコメントの形で載せさせていただいております。現在も日中活動終了後の過ごし方、今はやはりさいわい福祉センターのホールをお使いいただいている事業所さんが、２事業所さんほど活動の際にお使いいただいているような状況です。ほかにも事業所での作業が終了した後は日中一時支援事業等を使い、組み合わせていきながら進めているような状況です。今、さいわい福祉センターのほう利用されている２事業者様からは、引き続き、活動終了後はどういった活動を行ったか、活動報告をいただきながら、事務局のほうでどういうことができるか、今、検討しているところであります。

　私の説明は以上になります。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいま、自立支援医療から地域生活支援事業まで、まとめて事務局より説明してもらいましたけれども、何か御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　補装具のところなんですけれども、数字ががくっと減っていますよね。これは、原因としては何ですか。ちょっとこれ、知りたいんです。身体障害者のということなので、今日は欠席されているんですけれども、委員さんにも聞きたいなとは思っていたんですが、６５歳問題が引っかかっているのかなという感じもしないでもないので、そこら辺ちょっと、数が減らした理由を教えていただけるとありがたいと思います。

【管理係長】　　先ほど、地域のケースワーカーのほうにも確認はさせていただいたんですけれども、特別何か今年度は減っているという理由は思いつかないというところでございまして、補装具ですと耐用年数ですとか、そういったタイミングで何年ごとに交換されるというのがありますので、たまたま令和３年度に交換される方が少なかったというところが、もしかしたらあるかもしれないというお話はあったんですけれども、具体的に減った数字の原因というのは、なかなか把握が難しいところでございます。

　以上でございます。

【委員】　　ありがとうございます。

　これ、６５歳になると介護保険へという話も今あって、今度、東京高裁で判決が出るんですけれども、これ、もし仮にそういうふうになった場合に、結構、補装具も影響があるのかな。介護保険の移行をやっぱり促進せざるを得ない状況になるのかなと思うんですけれども、ちょっとそこら辺、教えていただけると。

【管理係長】　　はっきりと、今、お答えはできないんですけれども、基本的には、６５歳になられると介護保険に移行されるというのが基本だとは思うんですが、全ての人がそういった形で必ず移行しなければいけないという形での対応は、市としてもしていないところでございますので、個別の御事情に応じて丁寧に御相談を受けながら、移行については行っていきたいと考えております。

　ありがとうございます。

【会長】　　磯部委員、よろしいですか。

【委員】　　はい。

【会長】　　そのほか御意見、御質問等おありになりますか。

　小田部委員、お願いいたします。

【委員】　　東久留特別支援学校の小田部です。

　移動支援事業、それから日中一時支援と、やはり学校時代は、放課後等デイサービスがあって、学校終わった後の時間の過ごし方というので結構、就労している保護者の方の生活を支えることになっていた。それが今度、卒業して、そこがなくなっていくって辺りで、どうしてもこの移動支援とか日中一時支援ってすごく重要な内容かなと思っていて、実は前任校の地域は、なかなか日中一時支援がなくって、すごく苦労して、要は活動が終わった後の卒業生が、活動終わった後の時間をどういうふうに過ごすかってすごい苦労していて、東久留米に移動してきて、日中一時支援がこんなにちゃんとあって、やっているんだというのにすごい感動しました。というのが一度伝えたくて、意見を言わせていただきました。

　ただ本当に、この２つについては、放課後等デイサービスが終わった後の１つの放課後の、放課後というか夕方の過ごし方というところでは、ぜひこれの存続と充実というのをお願いしていきたいなと思っています。それが多分、青年・成人期の余暇活動というところにもつながってくるかなと思います。それぞれの人生って考えたときに、余暇についても、やっぱり選べていけるということが大事かな。いろんな、アクティブに動きたい方も、そうではなくゆったり過ごしたい方、それぞれの過ごし方というのがあるので、こういう辺りも多岐になる、選べるようになるためには、日中一時支援だったり移動支援というのも１つの方法、方策としてあるのかなというのをちょっと感じたので、意見を言わせていただきました。

【会長】　　何かお答えになりますか。

【地域支援係長】　　移動支援と日中一時の存続ですけれども、地域生活支援事業の１つになっておりまして、東久留米市のほうも、日中一時につきましては任意の事業になるんですが、地域のところで必要というところで実施している事業になりますので、現在のところは中止するとか取りやめになるとか、そういうお話は今出ておりませんので、事業を継続できるように進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほかに。

　河野委員、お願いいたします。

【委員】　　河野です。

　地域生活支援事業の成年後見制度利用支援の実績見込値なんですけれども、社協さんのほうからも障害のある方の成年後見の利用が少なかったというのはお伺いはしていました。令和３年度では、実施箇所２か所と、利用件数３件というふうなことで行ったというところなんすけれども、実際に相談とか、潜在的にどれくらいいるのか。順番待ちの方がどれくらいいるのか、そんな状況とか把握されているのでしょうか。

【会長】　　もしお答えになれるお話があればお願いいたします。

【委員】　　市長申立て検討委員会というのに諮って、市長申立てするしないというのが、前回もお話ししたかなと思いますが、今、そこに関わってきて、障害福祉課のほうが福祉総務課に依頼をかけてという流れで、困難事例についても、今後の進め方を現在、後見人業務に関わっていただいている専門職の方々から意見を聞いて、大体１か月後か２か月後にもう１回、正式にかけて、市長申立てというふうになっていくということがあります。

　ここのところは、はっきり言って障害の関係の御家族、いわゆる推進機関のほうには御家族からの相談というのは徐々に増えてはいます。ただ、次のステップに、いわゆる申立てに至らない、まだ考え中です、止まっています。その理由の大きな理由を聞くと、大体が、今、本当にすぐ必要じゃない。ただ、もう少したってからでいいんじゃないかみたいな、いわゆる、御親族であれば年齢が高くても、御兄弟というのはほとんど近いわけなので、御兄弟からすれば、いや、まだもう少したってからでいいんじゃないかというので、すぐに申立てに至らないというところがあります。

　基本的に兄弟のケースですと、親族が申し立てて、その方が後見人になるという方法で、ただ、親族申立ての傾向は、最近、監督人がほぼつくような状態になっていますので、若干そういう監督人にまでお金払うのと、いわゆる費用の負担のことでも課題になってきているというのは現在の状況です。親族が申立ての際も、申立書類の作成も、司法書士さん、弁護士さんに、１０万から１５万ぐらいの費用で申立て書類の全部の書類をそろえてもらったり、そういうことをお願いできるということで、推進課より紹介させていただくことはありますが、そこまでに現在至ってないケースが多いということです。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　関連して、あるいはそれ以外に何か。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　日時支援についてなんですけれども、一応、市内の団体では、この間、最低賃金が上がってきている中で、やっぱりどうやってこの事業を維持するかというのがすごい問題になっていまして、取りあえず要望書を出したんだっけ。

【地域支援係長】　　そうです。要望をいただいていまして、お話合いを継続して行っているところです。

【委員】　　そういう状況で、せっかく大事な事業なので、今後とも継続できるように考えていってほしいなと思っています。

　それから７ページの青年・成人期の余暇活動についてということで、今、話があると、それなりにやっていただいているんであれば、表だとか、どういうふうに利用しているのかって具体的に書いたほうが、やっぱり分かりやすいし、これをこのまま同じように、何年も同じ表で置いておくのはちょっと何だかなと思いますので、工夫していただけると、せっかくやっているんであれば、いいのかなと思っています。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　実は、７ページについて、私も同様の印象を持ちまして、毎年ほぼ同じ文面、一歩でも進んでいるといいなということは率直に感じたので、何か、せっかく具体的な取組が少数であってもあるのであれば、それが見える形になると、なおいいのかなという印象は持ちました。

　すみません。私は余計なことはしゃべらずに。

　そのほか御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたら、ぜひ御発言ください。

　高原委員、お願いいたします。

【委員】　　高原です。

　先ほども出ましたけれども、成年後見制度利用支援なんですが、これは成年後見制度を障害者の方が利用しておられる件数というわけではなくて、成年後見制度を利用するための支援を希望されて、それを行った件数ということなのだろうなと思いますけれども、実際、私どもが支援しています障害者の方で、ちょっと成年後見制度を利用しないとなかなか地域生活が難しいのではないかという方がおられるんですが、私どもが勧めても、なかなか本人が納得されないというところがありまして、そういう場合の支援というようなことも、この制度の中でやっていただくということができるものなのでしょうか。

【主査】　　成年後見制度の市長申立てについては、成年後見制度の申立ては、基本的には親族申立てもしくは本人申立てなんですけれども、申立てを行う親族がいらっしゃらないときに、親族の代わりに市長が申立てをするという制度になっておりまして、成年後見制度を利用するに当たる相談に関しては、社会福祉協議会のほうが成年後見制度の相談機関になっておりますので、何か相談事例がありましたら、それは障害福祉課ではなく社会福祉協議会のほうに御相談いただくのがよいと思います。

　以上です。

【委員】　　そうしますと、そういう社会福祉協議会さんでされているものについては、この件数とは特に関係はないというか、別のものということになりますか。

【主査】　　そうです。社会福祉協議会を通して市長申立て以外で申立てをされた件数は、こちらには含まれておりません。

　以上です。

【委員】　　分かりました。ちょっと勉強不足で申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか何か御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　やや細かいかもしれないんですが、私からよろしいですか。４ページの日常生活用具の、数としては減少傾向だと思いますが、これは補装具の減少とほぼ同じような理由で考えるべきなのか、あるいは何か別の要素があるのかといった辺りはいかがでしょうか。

【管理係長】　　こちらも詳細は、先ほど担当のケースワーカーのほうに確認したところなんですけれども、補装具と同様に、特別な事由があるというところは思い当たるところがないということなんですが、住宅改修が増えている件に関しましては、住宅改修はおうちに入ってやるものというところで、ちょっとコロナ禍では減少していたということで、令和３年度、若干コロナ禍も落ち着いたところでやられた方が多かったのではないかというところで、先ほどお話があったところでございます。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　これはちょっと要望なんですけれども、排せつ管理支援用具ってストーマのことだね。

【管理係長】　　ストーマです。

【委員】　　支援用具の対象が身体障害者だけなんですよね。脳性麻痺か。脳性麻痺の人しか対象になっていないように聞き及んでいまして、やっぱりそれだけではない必要な方、重度の知的障害の方とか結構おられるので、地域生活支援事業であるならば、困っている方がいらっしゃるし、幅広くしていただけるとありがたいなと思っているんですが、そういった視点を持つかどうか、お願いします。

【管理係長】　　直接担当しているところではないので、ちょっとお答えが難しいところではあるんですけれども、そういった御意見をいただければ、日常生活用具の支給基準というかはこちらで、また随時、それが時代に合っているかどうかですとか確認させていただければと思いますので、何かお気づきの点があれば言っていただければと思います。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　今日のところだけじゃなく前にちょっと話したところで、日中支援型のグループホームの審査、一応例をメールで送ったんですけれども、そこら辺、どういうふうに今後動くのかちょっと、日中支援型の事業所を開所する予定があるという話があったので、スケジュールだけでも教えていただけるとありがたいなと思っています。

【地域支援係長】　　その他のところでお話ししようと思っていたんですけれども、日中支援の、今お話をいただいていて、開所に向けて進んでいるところの事業所の開所予定が大体２０２４の４月を一応予定していまして、この間、磯部委員からいただいた資料のところも参考にさせていただきながら、こちら、事務局のほうで、自立支援協議会の中で、事業の状況やどういった事業を実施する予定か説明していただいて、それに対する評価を行っていただく機会を設ける必要があると考えております。

　明確な時期はまだ決めてないですが、今年度、来年度中には必ず１度、その機会を設ける必要がありますので、調整つき次第、お示しさせていただこうと考えておりますので、少々お待ちいただければと思っています。

　また、実際にお話しいただく前に、評価とかどういう点を聞くかというところも、自立支援協議会の中でお諮りさせていただければと考えていますので、よろしくお願いします。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、関連して御質問や御意見がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

　小田部委員、お願いいたします。

【委員】　　地域相談支援の中の地域移行支援とか地域定着支援で、どこの市町村もなかなか利用実績がない事業ですよね。そこのアナウンスというか、この事業が実際どういう形の支援なのかというのをどういうふうに広げていくのかみたいな、そういうようなところというのは何か考えられていたりするんでしょうか。

　前に戻っちゃって申し訳ないです。

【主査】　　地域移行支援・地域定着支援については、確かに実績がない状況が続いているんですけれども、実際メインとなるのが、ほとんど精神の障害の方が中心です。精神科で病院に長期で入院されて、地域移行をするに当たって、地域移行支援、また、その後の地域定着支援を利用されて、退院された方はいらっしゃるんですが、なかなかこの事業の難しいところが、この事業を使わなくても退院で地域移行ができるんです。例えば精神科病院に入院していて、その後、何らかの障害福祉サービス、例えば居宅介護等を使って退院するに当たっては、事前に病院様から御相談があったりして、我々地区担当も関わって、その中で、この地域移行支援の事業所ではなくて、その先の、例えば居宅介護とかであったり、通所の施設を使うという見込みで計画相談支援の事業所の方に退院前から入ってもらって、それで退院に向けた動きを取っていくということができます。そのため、なかなかこれを広げようという、ちょっと今そういったところはなかなか難しいところではあるんですけれども、一応、この地域移行支援に向けては、東京都のほうでも、すみません、事業の正式名称は今、失念していますが、地域移行支援に向けた事業を毎年、北多摩北部地域ですとか、各地域に分かれて、東京都が受託事業者に委託をして、地域移行支援を地域でやるに当たっての支援、例えば地域で、地域移行支援を進めるに当たってどうしたらいいかということを相談に乗ったり、また地域移行支援や地域定着支援に向けた専門的な研修を毎年開催しておりまして、そういった中で都事業のほうで、これを進めようという動きはあるんですけれども、他市にもこういったお話を聞くこともあるんですが、ちょっと各市では、なかなかこちらを広げようという動きは取りづらい状況なのかなとは思います。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　小林委員、お願いいたします。

【委員】　　今の地域移行に関しての補足なんですけれども、うちも地域移行、指定を取っているんですが、地域移行はすごく手間がかかるんです。実際、その地域移行自体はとても大事な事業で、やっていてもとても楽しい仕事ではあるんですけれども、実際、地域移行を委託しているところというのは、大体、指定相談、特定相談をやりながら地域移行もやっていたりというような、兼務、兼務の中で地域移行もやっていると、いわゆる、お金の問題になってきちゃうんです。地域移行を１件やって幾ら入ってくるかというところで、それに見合える人件費というのが払えないというところが多分、広がらない一番の原因だと思うんです。仕事としては物すごく面白くて、以前、違うところでは何件か実績はあるんですけれども、東久留米に移ってきてからは、実際のところ、地域移行って話が来ても、その事業に乗っけないで、いや、じゃあそのまま計画相談の中で退院のサポートをしますよという形でやっています。というのは、事務作業がとても煩雑になっちゃって、自分で自分の首を絞めちゃうような感じになっちゃうんです。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　岡野委員、お願いいたします。

【委員】　　社会福祉協議会、岡野です。

　これ、ちょっと私、不勉強で、地域定着というところにつながるかどうか分からないんですけれども、最近、相談が多いのが、障害関係なんですが、いわゆる生活が成り立ってない。だから、地域定着なり計画相談、自立した生活を支えるために支援する仕組みというふうに取っています。そう考えると、高齢者版ですと地域包括支援センターが、その役割を担っていたり、その後、ケアマネジャーというものが計画をつくると。はっきり言って、包括にしろ、ケアマネジャーにしろ、いわゆる生活費、生活の状況、実態を把握し切れないままサービスを受けるという実態が非常に目立っている。障害者の方の場合も、非常にそれが多くある。ここのところ、発達障害の方、御夫婦での相談があったりとか、それも就労支援というところで支援が入ってはいるけれども、生活のほうは、収支が、状況が把握できない、把握しながらも支援ができてない。どこまでするべきなのかというところがあると思うんですが、高齢者の場合ですと地域包括センターセンターが、やはり介護保険導入時に、いわゆるお金の問題、人が少な過ぎて、対象者が多くて、やりくりができなかったので、現在、人が増えたというような状況が多少あると思うんですが、何かそれを、私は障害福祉版は、まだまだ一番初歩的なところ、ですからお金があるなしというよりは、いかに相談窓口、支援の内容をＰＲして、そこのところに手をつけないと、結局、現場サイドですね。さっき言いました生活の支援について、地域福祉権利事業、日常生活の自立支援事業というのが国の制度であるんですけれども、ここのところ障害者の関係の方の相談が増え、非常に困難な事例が多く見られる。それの大本の情報としても、なかなか関係者が情報把握できてないというのも、これ、高齢者についてもそうなんですが、特にここのところの障害者の関係の相談ですと、計画相談の方が把握しているのか、当然、把握はできてないと思いますが、また、市役所の方のほうも把握できてない。たまたま続いているのが生活保護を受けている精神、ただ発達障害の方だったりしましたので、余計、誰も把握できてない状況で、末端のサービスを利用できないかというふうな相談が非常に増えて目立ってきているというのが、私ども、相談を受けている側として、非常に実感として考えると思います。

　ですから地域の定着に対しての生活を支えるという目的が、どこまで何をしてやるべきなのか把握をして、支援しているのかというところでは、非常に大きな課題ではないのかなと私は思っていますし、さっき言った相談窓口の体制というのも、強化を早く進めないと、障害者のほうも、高齢者のときと同じように、事が起きてくるのではないかというふうに、既に始まっているのではないかというふうに思います。

　すみません、ちょっと不勉強なところがありますが、感想もありまして、ぜひ御検討いただければと思います。

【会長】　　村山です。

　何か事務局からありますか。

　なければ、次の河野委員、お願いいたします。

【委員】　　河野です。

　さいわい福祉センターも特定相談支援事業を行っているところでもありますが、岡野さんがおっしゃるように生活支援についてどこまで介入するかというところは非常に難しいところもあります。御家族がいらっしゃる、要はキーキーパーソンとなる人がいるといないというふうなところでも大分関わり方が変わってきます。また、私共で関わっている軽度の知的障害の方は、お一人で住んでいらっしゃるんですけれども、御本人の意向であるとか、その意向に沿いながらでも、なかなかいい方向に行かないケースがあるときにどう修正するかというふうなところが、日々の、関わり方や、信頼関係を構築するためには、時間がかかってしまうところもあるので、そういったところではすごく、相談支援専門員についても、日々悩みながらやっているというところもあります。相談支援専門員のマンパワーであったり、専門性というのは積み重ねがとても大事なところで、その中では、市のほうとしてはネットワーク会議というのをやりながら、相談支援専門員のボトムアップに取りかかっているという状況もあります。早急な対応をするときには、支援員さんだけでの引出しってなかなか難しいところでは、周りのケースワーカーさんに相談をさせていただいたりとか、関わりのある他事業所さんの相談支援専門員にちょっと相談をしたりとか、実際そういう形で今進めているような状況ではあります。

　介護保険とは、まだまだ差が詰まってないなというところは、私も担当していたところでは、システム化であったりとか、障害とまた介護では若干違うと感じます。しっかり区分けして積み上げてきているかといったら、障害のほうは、またそれは違う部分があるので、そこはいいところでもあり、よくないところでもあるかもしれませんが、なかなかうまく答えはなっていませんけれども、障害も介護保険のようにしっかり枠組みが形としてできるように、誰が特定相談支援専門員をやっても分かりやすく支援ができるような体制づくりがとても必要かなとは感じております。

　以上です。

【会長】　　磯部委員、お願いいたします。

【委員】　　磯部です。

　岡野委員が言うように、なかなかやっぱり介護と比較すると、障害は歴史的にも、介護の場合は市内を３つに分けてという、市が計画をしてつくり上げていたという状況があるんですけれども、障害の場合は各法人が一応軸になってやってきたというところでも、ちょっとやっぱり成り立ちとか、全市を網羅するという視点というのはなかなか持ちづらい状況があるのと、あと先ほどもお話があって、学齢期の人たちが成人になるという部分と、あと成人期の人が親亡き後というところを迎えているので、やっぱりうちのケースでも、本当に親亡き後どうするかというところのほうで、本当に四苦八苦している状況。親御さんも認知を患っている状況の中で、どう日常を支えるかという現状もあるので、それぞれの分担、学齢期は各所の発達相談室ができて学齢期を支える、成人期は社会福祉センターが担っていく、そういう形をまず、縦の役割分担と、障害福祉が全体を見据えていくというような、それぞれの仕組みづくり、仕組みをしっかりともう１回確認していかないと、本当に分かれ目のところで、お互いに力をそがれてしまっている状況もあるので、岡野委員が言ったように、それぞれ事業所に所属している利用者はある程度把握できる部分もあるんだけれども、そうじゃない人たちの把握ってなかなか難しい状況もあるので、そういった東久留米の障害福祉の支援の仕組みというものをしっかりと、またつくっていかないと、確認していかないと、やっぱりこぼしてしまうケースが多くなってくるんじゃないかなと思いますので、そこは自立支援協議会の中でもしっかりと議論する必要があるかなと思います。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　議論も様々な点の御指摘をいただいているんですけれども、次の議題もあるので、どうしても今御発言になりたいという委員がいらっしゃらなければ先の議題に進みたいんですが、もしおありであればお願いいたします。

　ありがとうございました。

　第２期障害児福祉計画のＰＤＣＡ表は次回ということなので、次第の２番目に行きたいと思います。

　報告事項で、令和４年度第１回就労部会の報告を部会長の河野委員よりお願いいたします。

【委員】　　河野です。就労部会の担当をさせていただいております。

　資料については２－２のほうに、皆さんにお配りしておりますが、こちらを確認していただければと思います。

　令和４年度第１回就労支援部会は、６月２０日に、東久留米市役所の会議室で行っております。この２年間近く、新型コロナウイルスの感染症の影響で、地域自立支援協議会の開催ができなかったことですとか、就労部会も、昨年度、ようやく１回、オンラインでの開催を行えたのみで、今年度、６月に対面形式にて、第１回の就労部会の開催をすることができました。

　会議の内容としましては、久しぶりの対面開催でもありましたので、１点目については、各委員の自己紹介と、各事業所の近況報告となりました。部会内容については、資料２－２のほうに記載をさせております。

　２点目については、まとめて報告をさせていただきますと、前年度から続いております超短時間雇用の話が主となっております。そこから派生しまして、企業就労ですとか、福祉的就労の抱えている問題点、あと働くだけではなく、そのベースとなる生活面に課題を抱えている方の対応に苦慮しているケースなど、事例を挙げた内容も多く挙げられております。

　就労部会の取り組む課題として、いろいろな意見が出まして、２－２の内容が幾つか出ているような状況ですが、多方面の課題がありまして、今後これをまとめていく、整理をしていく必要があると思います。出された意見の中では、１つ目は、超短時間雇用で働いている方が現在１１名おりまして、実績が上がっているという点。今後、市と連携して、超短時間雇用をどういうふうな形で展開していくか。２つ目については、庁舎内実習など職場実習の受入先の拡大です。長時間働くことが難しい方に対して、企業就労と福祉的就労の併用の問題。３つ目については、就労継続支援事業所では、働く場というのが、市ではありますが、先ほどもお話が出たように、生活支援というところで、まだ十分に支援が行き届かない点というふうな課題が出ています。４つ目については、就職すると福祉サービスを使わない方の場合、計画相談が途切れてしまうというケースも出てきますので、その場合のアフターフォローの仕方、セーフティーネットをどういうふうに持っていくかという課題があるというふうな、様々な意見が出ております。

　先ほどもお伝えしましたとおり、就労と生活支援は一体的に考えていかなければならないというところが必要ですので、こういった課題をどう整理して具体的に進めていくかを今後検討していく会議ではないかというふうな形で話が終わっております。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等おありであればお願いいたします。

　内藤委員、お願いいたします。

【委員】　　ハローワーク三鷹の内藤です。

　今回６月２０日の部会に出られなくて申し訳ありませんでした。

　この中で１点だけ、河野委員から、「福祉新聞でも２０時間以下でも雇用率に入れていきたいという記事を見た」、確かにそういった話はありました。ただ、ハローワークにもいろいろ問合せがあるんですが、本当にそういった話が出たということだけで何も進んでいない状況ということだけ、この場で伝えさせていただきたいと思います。実際２０時間以下も入ってくるといろんなところでメリットも出てくるかなというのもあるかと思いますが、今のところ本当に何もないので、そこだけ、すみせんがよろしくお願いいたします。

　以上です。

【会長】　　村山です。

　どうもありがとうございました。

　そのほか御質問等、あるいは部会の方から補足の御発言等あればお願いいたします。

　よろしいでしょうか。

　それでは、その他、次第の３番へ進みたいと思います。その他の１つ目ですが、ミライロＩＤにつきまして、事務局よりお願いいたします。

【障害福祉課長】　　障害福祉課長、桑原でございます。

　第１回で、ミライロＩＤという障害者手帳のアプリの御紹介をさせていただきました。本日、ちょっとお伺いをしたいなと思っているのは、昨今デジタル化ということが結構言われる中で、例えば手帳を携帯するというのがなかなか、例えば紛失等の危険性があるということの中で、例えばこういったアプリによる障害者手帳というようなことも、実際、他の自治体で利用されているケースというのが、我々のほうでも聞いているところでございます。

　こういった中で、実際に地域の障害をお持ちの方が、こういったアプリを、手帳の、落とすという中、アプリでというようなことで、実際に利用しているようなことがあるのかとか、そういった手帳のデジタル化といったところについて何か御意見があれば、お伺いできればなと思っております。

　実際に使いたいというお話は、我々もまだ聞いてはいないんですが、実際の現場で携わっている皆様のところの中で、手帳のところでのこういったデジタル化みたいなことでお話を伺っていたりとか、またこういったもの、そういったデジタル化みたいな形で導入されることというのは、メリットというか、障害をお持ちの方にとってのプラスになるかどうかとか、そういった何らかの御意見であったりとかお考えとかがあれば、今日お伺いできればなと思って、その他のところで上げさせていただきました。

　簡単ですが、以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして、ミライロＩＤの手帳のデジタル化の可能性、あるいは委員の皆様の身近なところで、そういう利用の実績あるいは実態がおありであれば情報をお寄せください。いかがでしょうか。

　小田部委員、お願いいたします。

【委員】　　東久留米の小田部です。

　本校、職能開発科という軽度の知的の生徒たちがいるので、やはりどうしても手帳を提示することに対しての、要は障害者という自己理解の部分がすごく難しい方たちが正直おります。手帳を持って就職をするんだというところで、頭では分かっていても気持ちがというところとか、やっぱりそこのバランスを取るのが難しい方たちにとっては、いつもスマホ、もうほぼ全員の方が持っているという状況の中では、アプリで入っているということは、提示するというところで、アプリだというふうに思うと、もしかしたらちょっとハードルが下がるかなというところはあるのかなというのは思ったりもしました。

　ただ、じゃあ彼らが、どういう場面で手帳を提示するかというと、やはりバスで「愛の手帳」を提示して半額にするというところなので、それを見せたときに、半額になるというところを得だなって思ってくれるというような形だったり、メリットとして捉えるというようなところで、アプリを見せるということであれば、もしかしたら手帳を見せるよりは、逆にハードルは、そこの部分では下がるのかなというのは思ったりします。

　今、西武バスって、お勤め始めると、特殊定期という形で、バスの定期のお金がちょっと下がるんです。それが今度、何ですか、特殊定期をかざすと「特」って出るんです。そうすると普通に通っても「特」って出ちゃうと、自分は何か違う人なんだみたいな、そういうふうにちょっと思ってしまうみたいなこともあったり、なかなか御本人たちの自己理解のところで受け入れていくというところの難しさは、やはりどうしてもあるのかなとは思うんですが、手帳そのものを見せるよりは、常に持っているスマホだったら、というぐらいのところはちょっとあるかなと思いました。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　高原委員、お願いいたします。

【委員】　　今、小田部委員が言われましたように、確かにスマホの中に入りますと、スマホを見せるということで、障害者であるということを意識される方にとっては見せやすいかなと思いますけれども、デジタル化することのメリットといいますか、それが紛失とかそういうものの防止になるということは１つあるかなと思いますし、見せるということに対するハードルが下がるというところもあるかと思いますが、例えばアプリにした場合に、スマホが故障してしまったりしたときには、ちょっとどうなるのかなということを思ったんですけれども。

【障害福祉課長】　　ちょっと具体的に把握をしているわけではございませんけれども、実際には御自分でアプリをダウンロードして、スマホに落としていただいて、それに取り込むというような形になろうかなとは思っております。

　ですので、通常の故障ということになると、ほかのアプリと同じような対応の形になってくるのかなとは思うんですけれども、ちょっとデジタル化ということの中の１つで、利便性の向上であったりとかというのは、これからいろいろ進んでいくんだろうと思います。そういった、何というんでしょう、今、利用されているケースがあまり、我々もちょっと聞き取れていないというか情報がないというところがございますので、逆にそういう、何ていうんでしょう、故障によるデメリットみたいなものも現在聞いていないというところがございます。ですので、一般的なお答えになるんですが、通常にスマートフォンが壊れてしまったときに、改めて例えばデータを入れ直すというようなことは発生するんだろうなとは思います。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　小林委員、お願いいたします。

【委員】　　めるくまーる、小林です。

　僕、今、計画相談で２００人ちょいと、あとはめるくまーるの登録者が７０名弱ぐらいいらっしゃって、その中で、この話をしたことはないです。聞いたこともなくって。そもそもやっぱり手帳のメリットというところでなかなか、障害者枠で働きたい方は、やっぱり手帳が必須なので、そこで、しょうがないから取るかみたいな人はいるんですけれども、あとは生保の方の加算がついたりだとか、バスの半額とかその程度なので、なかなかその手帳自体を取らなきゃな、もちろん持っている人はいっぱいいるんですが、まず、そのメリット自体がなかなか感じられていないのかなというところが。ただ、精神の方、結構みんな、もうすごくスマホを達者に扱うので、知れば、アプリだったら多分どんどん入れちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、多分全く情報として入ってきてないんじゃないのかな。１月のオープンスペースとかでそういう話になれば、多分みんなその場でどんどんダウンロードはすると思うんですけれども、そんな感じです。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　そのほかに何か御発言がおありであればお願いいたします。

　では、先に進みたいと思います。その他の２）番で、令和４年度地域自立支援協議会交流会につきまして、事務局よりお願いいたします。

【地域支援係長】　　地域支援係長の杉でございます。

　今回、ナンバリングをしていない資料になるんですけれども、東京都の心身障害者福祉センター様より地域自立支援協議会交流会のチラシをいただきましたので、委員の方々に配付しております。８月の２２日１３時から、東京都の社会福祉保健医療研修センターのほうで、各区市町村の協議会の委員の方や事務局の方がいらっしゃって、グループワーク等を行うような交流会になります。

　それで、ちょっと申込み期限がとても迫っていまして、もしもこの日程で参加を御希望の方がいらっしゃいましたら、今日の会議の終了後、杉のほうまでお声がけください。申込み用紙を書いていただければと思いますのでよろしくお願いします。

　次回の第３回の協議会の日程を前回もお話ししましたが、念のためお伝えしておきます。第３回の協議会は１１月１４日に実施予定です。４回と５回のほうも前回の会議のときにお話しさせていただいておりますが、１月２６日と３月６日、今、会場等を押さえております。また、日程の変更の場合もございますが、日程が変更になった場合は御連絡いたしますのでよろしくお願いします。

　また、前回もお話ししている別件になりますが、研修会のほうです。研修会の内容、御希望があれば杉のほうまでとお伝えしていますが、特に今のところ御連絡がなく、まだ御希望をお伺いしていますので、何か研修内容等で御希望がありましたら御連絡いただければと思いますのでよろしくお願いします。本市の地域自立支援協議会の研修会のほうです、この話は。

　その他のところは以上になります。

【会長】　　村山です。

　ありがとうございました。

　その他、令和４年度の地域自立支援協議会交流会についてと、あと、この協議会の事務連絡も今、一緒にしていただきましたけれども、何か御質問、御確認なさりたいことがおありであればお願いいたします。

　よろしいでしょうか。

　それでは、本日の議題は、これで終了とさせていただきます。様々な御意見、指摘等を頂きまして、議事への進行の御協力、どうもありがとうございました。

　また、追って事務局より議事録の確認があると思いますので、御出席いただきました皆様におかれましては、確認をよろしくお願いいたします。

　それでは、これにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

――　了　――